

# 車庫と通路（ポーチ）が一体の空間を構成している場合における床面積の扱いについて

## 令第2条

「車庫と通路（ポーチ）が一体の空間を構成している場合」の床面積の扱いについては、車庫・通路（ポーチ）の開放性の有無を問わず、以下のいずれかの方法によります。

①すべてを車庫面積として扱う。（図1）

②車庫と通路を分けて、車庫部分を車庫面積、通路部分を住宅の用途に供する部分の面積として扱う。（図2）

（通路の間口に対し奥行が1：1の範囲はポーチ部分として面積を除外することが可能）

※「一体の空間を構成している場合」とは、原則として車庫と通路（ポーチ）の間に段差や壁がない場合を指し、段差や壁がある場合には一体と見なさず、通路（ポーチ）部分を住宅の用途に供する部分の面積として扱います。

※車庫及び通路の上部にバルコニー（3階のみの跳ね出しも含む。）又は庇がある場合にあつては、当該部分を水平投影した範囲を床面積に算入します。

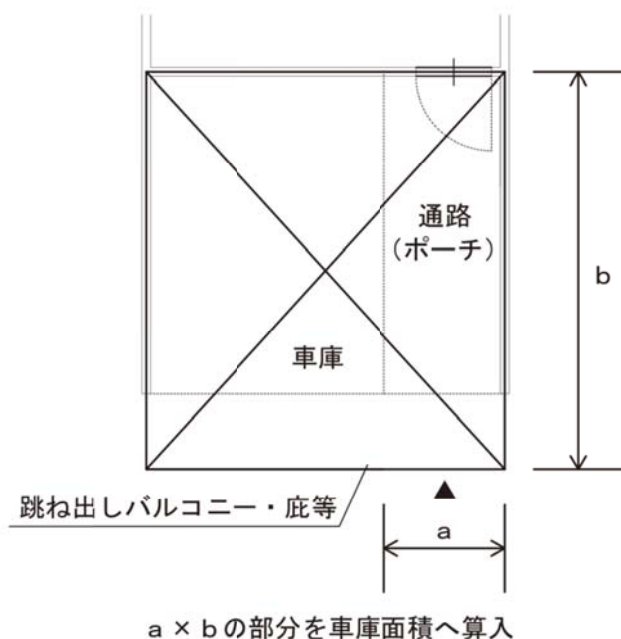


図1

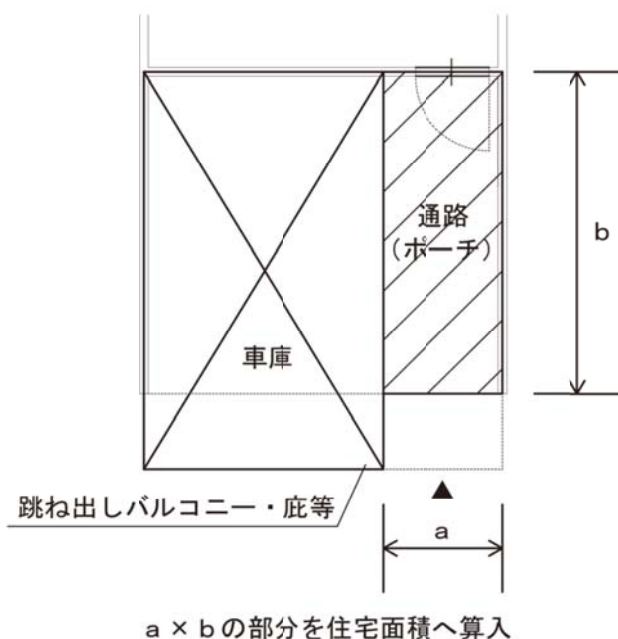


図2

（平成20年10月 1日）  
（最終改正 平成29年 5月 9日）